

1. 服装規程について（別添1）

制服あり

制服なし
服装規程あり

制服なし
服装規程なし

韓国
タイ
フィリピン
ブラジル

シンガポール
ロシア

米国 フランス
ドイツ スペイン
スウェーデン
オーストラリア
香港 台湾
インドネシア

2. 管制施設の見学について（別添2）

施設見学者を限定

運用室立ち入りを限定

特段の限定を
設けていない

管制施設への立ち入り
対象が限定されている旨
回答があった国

管制運用室への立ち入り
対象が限定されている旨
回答があった国

回答の中に、管制施設、管制運用室への
立ち入り対象の限定に係る言及が
見受けられなかった国

シンガポール
韓国
オーストラリア

香港
スウェーデン

米国 ロシア
ドイツ スペイン
ブラジル 台湾
インドネシア
フィリピン

（管制施設への立ち入りについては、各国ともに身分証明書等での確認が行われている。）

* 本調査は外国管制機関の担当者にメールで問い合わせた結果等によるものであり、各国の公式回答を得たものではない。

海外の航空管制官の服装規程について

海外の管制官の服装規程について調査を行ったところ、以下の15カ国について情報を得ている。このうち、韓国、タイ、フィリピンの3カ国では、一部の職員に制服を支給しているとのことであった。また制服がない国については、カジュアルなスタイルでの勤務も許されているところもある。

なお、本調査は外国管制機関の担当者にメールで問い合わせた結果等によるものであり、各国の公式回答を得たものではない。

1. 制服がある国

○韓国

SRAA (Seoul Regional Aviation Administration: ソウル地域航空局) は2008年に、管制官の団結心やプライドの向上を目的として管制官に制服を支給した。SRAAの管制官は原則として、官執時間帯(平日)には当該制服の着用を義務づけている。ただし、管制官への制服支給はSRAAが管轄する空港のみであり、BRAA(釜山地域航空局)が管轄する空港や管制部では行われてはいない。またSRAAでも官執時間帯以外についての服装規程は特にない。

○タイ

制服が支給される。支払われる給料の額によって異なる肩章がついている。なお管理職には制服は支給されず、スーツでの勤務となる。制服は月曜日に着用が求められている。それ以外の日は制服の着用は原則として求められず、別途、服装規程が設けられているが、カジュアルな服(ポロシャツ等)でも可。

○フィリピン

制服は女性管制官のみに支給されている。上はジャケットおよび半袖開襟シャツで曜日によって異なる色が指定される。また下についてはパープル色のスカート又はパンツのどちらかを着用する。男性管制官には、制服は支給されず、航空庁職員全員に適用される服装規程が設けられている。

○ブラジル

軍が管制しているため、軍服を着用して業務を行っている。飛行場管制業務は民間で行われており、制服はないが、インフォーマルな服装は許されていない。

2. 制服がない国

(1) 服装規程がある

○シンガポール

管制官の服装は「襟のないシャツは不可」と規定されている。Tシャツを着る場合にはジャケットの着用が義務づけられている。ジーンズは可である。

○ロシア

制服はない。服装規程により勤務時の服装は規定されている。

(2) 服装規程がない

○米国

2006年の管制官雇用契約更新に際し、「ビジネス・カジュアル」として服装規程が制定された。しかし2009年に雇用契約が更新された際に服装規程は廃止、現在も服装規程はない。実態として、Tシャツ等の軽装で勤務する管制官もいる。

○フランス

制服はなく服装規定もない。時にジーンズ、アロハシャツを着用している者もいる。

○ドイツ

制服はなく服装規定もない。

○スペイン

管制業務を実施している2つの機関ともに制服はなく服装規定もない。

○スウェーデン

制服はなく服装規定もない。ただし管制席で帽子をかぶることは許されていない。

○オーストラリア

制服はなく服装規定もない。現在服装規定の策定を検討中である。

○香港

制服はなく服装規程もない。Tシャツ、ジーンズ、ポロシャツも可である。

○台湾

制服はなく服装規程もない。服装はカジュアルだが、短パンとスリッパについては現場において自粛されている。

○インドネシア

現場での管制を行っている国営企業の管制官への制服の支給はない。また服装規程もない。

海外の管制施設の見学について

本調査は外国管制機関の担当者にメールで問い合わせた結果等によるものであり、各国の公式回答を得たものではない。

1. 施設見学者を限定

○シンガポール

シンガポールは施設見学については厳格。職員以外の見学は許可されない。例外として、職員でなくてもシンガポール航空学校での研修や会議への出席者であれば許可される場合もある。外国管制機関からの見学は歓迎される。

○韓国

仁川空港は空港の制限区域内にあり、空港会社が「制限区域立ち入り規程」に基づいて訪問者を適切に管理しているが、加えて管制施設への立ち入りについては SRAA（ソウル地域航空局）からも許可を得る必要がある。SRAA は独自にセキュリティー部門を有しており、管制施設立ち入り申請については、当該部門が（SRAA 管制課との調整後に）可否を決定する。管制施設への立ち入りは公務に限られ、プライベートな目的での立ち入りは認められない。

○オーストラリア

管制施設への見学の要請は、管理部門の承認を得て、管制施設と警備室で調整される。承認は通常肉親と産業の代表者に限られる。見学中は常時、職員がつく。

2. 運用室立ち入りを限定

○香港

見学する場合は、見学申請書、承認書に記載しなければならない。これは見学を確実にするためである。見学の要請を受けた人が調整者になる。見学者は施設に到着すると、香港の管制業務のプレゼンテーションを受ける。

管制官、航空/航空交通管制に密接に関する者（例えばパイロット、航空会社の運航者、ディスパッチャー）は、航空管制をより近くで見学できるように管制室への入室を許可される。

他の見学者（例えば、高校生や医者、教師のような職種の団体）は、見学ルームからの見学が許されるだけである。

ビデオ、音声録音装置の使用は許されない。見学者は、許可を受ければフラッシュなしでの写真は認められる。

監督者は、見学者が騒々しかったり、協力的でなかったり、管制のオペレーションに影

響があると判断した場合は、見学を中止することができる。施設の訪問は、特定の区域に制限される。見学者は許可無しに、部屋や場所に入ることはできない。見学者には全て、付添人がついており、許可無しに施設には触らないように注意される。通常、素性が分かっている航空産業界からの見学者である場合は、身分証明書の確認はしない。一般人の見学者は、教育機関や会社のような組織に限定される。彼らは、どういう者であるかを証明するために、証明書を提出しなければならない。

○スウェーデン

管制室への訪問に関しては、概して非公式のチャンネルを通して申請される。

1. スウェーデン外務省、または広報室と調整した記者
2. パイロットと他の航空関連従業員
3. 技術見学者（例えばヨーロッパの管制で働く人）
4. センターの職員と管制官の友人と家族
5. 一般人

ほとんどの場合、広報室を通していない一般人の見学は受け入れていない。管制施設の見学は3つのレベルがある。

最も基本的なものは、見学室での実施である。見学室はガラス張りで、管制室から隔離されている。業務の様子や内容について状況説明がなされる。また彼らは管制官と接触はしない。最大約20人のグループを受け入れている。

第2のレベルは管制室内に入ることである。この場合、見学者にどのようにシステムが機能しているか説明するため、支障がない位置に座らせ、システムの機能が見せられる。一度に最高およそ5～8人の信頼できる団体を受け入れている。

第3のレベルは見学者が管制席に座って、無線をモニターするレベルである。素性が分かり、以前に接触をした者に対してのみ認めている。既知の航空会社からのパイロットに対しても認めている。管制官がどのように航空交通に対処するかについて議論することもある。

見学者が施設または見学室にいる間、彼らには常に最低1人の職員がつく。また彼らは施設の限られた区域だけを見学する。見学の申請書には、氏名、国籍、勤務先の記入を求めている。

3. 特段の限定を設けていない

○米国

申請書を提出して許可を得れば、友人や家族の管制施設見学も可能。ただし、申請処理にあたり、管理職は見学者の身分確認（filtering）を重視し、許可を受けるには最低3日必要。見学に随行する管制官は勤務時間外（休暇取得）でなければならない。

○ロシア

見学する場合、記入が要求される質問票がある。見学者の身元はパスポートや身分証明書で確認している。通常、管制運用室の見学には制限はない。

○ドイツ

見学者は、見学を申請する場合は、申請書への記入が必要となる。見学の回数と人数は、制限されている。また身分証明書の提示が求められる。管制機関内では見学用の身分証明書が発行され、見学中は、見えるように着用しなければならない。管制施設では、全ての職員が名前と写真がついた身分証明書を着用することを義務づけられている。管制施設のいくつかでは、見学者のための見学室が設けられている。制限されたスペースのため、少人数のグループだけが見学を許される。

○スペイン

管制は2つの民間会社で行われており、両社ともに見学の申請書に関しては正式な様式はなく、管理部門に申請することで受け付けられる。管制施設に入る際は、空港の警備会社にパスポートなどの身分証明書を掲示し、チェックを受ければ入ることが出来る。見学は管制施設によって異なるが、職員の指示には従わなければならない。

○ブラジル

管制室を見学するには警察機関を通すことと、また管制機関と事前に調整する必要がある。見学中は、職員がつく。また見学者ということを証明するためにバッジをつけなければならない。機密性がある場所の見学は制限される。

○台湾

管制施設の見学は、申込み用紙に氏名、生年月日、パスポートナンバーを記入する必要がある。許可されると、見学者は事前の簡単な説明を受けて、施設のスタッフとともに管制室の見学を行う。

○インドネシア

通常、見学者が管制施設を見学したい場合には、空港の管制管理部から許可と予約を取らなければならない。管制部長からの書簡とともに見学の目的を記述しなければならない。

いくつかの空港では、訪問者の身分証明書が要求されるが、管制官や管制部のスタッフが引率している場合には要求されない場合もある。セキュリティについては厳格に運用されているが、もし見学者が管制の担当者と一緒にいる場合は制限されない。

○フィリピン

見学する場合は、書簡を本庁部長宛（管制室を見学する場合は管制部長、設備を見学する場合は管技部長）に提出する。各部長から各施設の先任へ見学対応の依頼が行われる。書簡には書式はない。

入館時には各人の身分証明書と引き替えに館内用の ID を受領し着用する。入館中、各人の身分証明書は保安係が保管する。また、入館記録簿に名前、時刻とともに署名を行う。

運用室自体が関係者以外立ち入り禁止であるが、見学時は、運用に影響しないよう職員が同行する。その他の区域は、要望に応じて見学を実施している。